

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

## 沖縄厚生年金 事案 245

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 43 年に A 事業所に就職し、49 年 7 月 1 日まで同事業所に勤務したと記憶している。

しかし、オンライン記録によれば、A 事業所における私の申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間において、私が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によれば、申立人の離職日は昭和 48 年 3 月 31 日となっており、厚生年金保険被保険者原票における、厚生年金保険の資格喪失日と一致する。

また、申立人は申立期間において A 事業所に勤務していたと申し立てているが、同申立期間における申立人の同事業所での就労形態について当時の同僚は「申立人は、のれん分けのような形で独立して、A 事業所から商品を仕入れて自分の店で販売していた。」と証言しており、別の同僚も「申立人は A 事業所から商品を仕入れて自分の店で販売していた記憶がある。」と証言している。

なお、A 事業所は、昭和 50 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先が判明せず、照会を行うことができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月9日から21年9月15日まで  
オンライン記録によれば、私がA事業所に勤めていた申立期間の厚生年金保険料が、同事業所の退職日の翌日である昭和21年9月16日に脱退手当金として支給されたことになっている。

しかし、私は退職日の翌日に脱退手当金を受け取った覚えはないので、申立期間において私が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、申立人が昭和21年9月15日にA事業所を退職し、その翌日の同年9月16日に申立期間に係る26か月分の脱退手当金118円50銭が支給されていることが確認でき、同脱退手当金の支給年月日、月数及び支給金額はオンライン記録と一致しているほか、支給金額も検証した結果正しい金額であることから、支給に係る事務処理は適正に行われたものと認められる。

また、前述のオンライン記録により、A事業所における申立人の厚生年金保険記号番号の前後の計44名の同僚について脱退手当金の支給状況を調査したところ、申立人と同日の昭和21年9月15日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した者は9名おり、この全員に脱退手当金が支給されている上、その支給日が申立人と同じ21年9月16日となっている。

さらに、申立人は「支給金額は憶えていないが、A事業所を退職後、昭和21年10月に帰郷するまでの間、同事業所において退職時に現金を受領した。」と述べており、このことに関連して、申立人の同僚は「自分は退職時に現金の支給があったが、当時のA事業所の勤労課の職員の説明によれば、支給された金額は市役所の支給する本土からの引き上げ費用などの海外援護金及び同事業所が支給する退職金などのすべてを含んだ金額であったと記憶している。」と証言し、加えて、この同僚は「退職時の現金支給は脱退手当金も含まれてい

と思われるので、私は年金記録訂正の申し立てはしない。」と述べている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 沖縄厚生年金 事案 247

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 1 日から 48 年 8 月 26 日まで

私は、申立期間を含む昭和 46 年 4 月から 48 年 10 月までの期間において A 社に正社員として勤務していたが、社会保険事務所（当時）で私の会社における厚生年金保険の加入記録を確認したところ、記録が無いとの回答であった。

しかし、A 社に確認したところ、昭和 46 年 5 月 1 日に私が医療保険・厚生年金保険の被保険者資格を取得し、48 年 8 月 26 日に資格喪失したとの資料があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する「医療保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によれば、申立人が昭和 46 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、47 年 8 月 26 日に喪失していることから、申立人は申立期間について同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、医療保険手帳記号払出簿によれば、A 社は昭和 43 年 7 月 11 日に事業所記号番号が払い出されているが、同日は B において厚生年金保険制度が開始された 45 年 1 月 1 日より相当の期間前であることから、払い出された同社の事業所記号番号は、医療保険のみの適用事業所となった際の記号番号であると推認される上、オンライン記録によれば、同社は申立期間より後の 48 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、i) 厚生年金保険被保険者原票により、申立期間を含む昭和 48 年 12 月までの間に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の記録を見ると、いずれも同社が厚生年金保険の適用事業所となった 48 年 11 月 1 日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、ii) A 社が保管する上記の「医療保険被保険者・厚生年金保険被保険者資格取得確認通知及び標準報酬決定通知書」を見ると、標題のうち「厚生年金

保険被保険者」の文字が二重線で消されている上、「厚生年金保険被保険者であったことの有無」欄も「無」と記録されているほか、同通知書及び「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」における「厚生年金保険被保険者台帳の記号」及び「同番号」欄にはいずれも記録が無く空欄であることから、A社は申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人は同期間については医療保険のみに加入していたものと推認される。

さらに、申立人は高校卒業後最初にA社に就職したとしているため、同社で厚生年金保険に加入していた場合、申立人には厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出されていたはずであるが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、Bにおいて厚生年金保険制度が開始となった昭和45年1月(準備期間の44年7月以降を含む。)から申立期間を含む49年1月までの間において同記号番号が払い出された約14万人分の被保険者を調査したところ、申立人の名前は見当たらず、A社において被保険者資格を取得した者はいずれも同社が厚生年金保険の適用事業所となった48年11月1日以降に払出しを受けていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険の被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年7月から34年9月5日まで  
(A事業所)  
② 昭和36年5月30日から37年3月18日まで  
(A事業所)  
③ 昭和37年4月17日から同年8月1日まで  
(A事業所)  
④ 昭和39年2月19日から41年まで  
(B事業所)

私は申立期間①から③までについてはA事業所で、申立期間④についてはB事業所で、それぞれ船員として勤務していたが、社会保険事務所(当時)から船員保険の記録が無いと言われた。勤務していたことは間違いないので、申立期間のすべてについて船員保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は「元同僚からの手紙に乗船記録が記載されていることから、申立期間①から④までについてそれぞれの事業所における船舶に勤務していた」と主張しているが、当該元同僚は「手紙に書いてあるそれぞれの事業所における船舶の乗船記録は申立人の乗船記録ではない。」と述べており、また、申立人は、当該申立期間について船員手帳を所持していないため勤務実態が確認できない上、申立人の記憶も曖昧である。

申立期間①から③までに勤務したとするA事業所の船員保険被保険者名簿に申立人の名前は無い上、被保険者整理番号に欠番は無く連続していることから、申立人の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

また、申立期間①について、元同僚複数名は「申立人とは一緒の船舶で勤務していた。しかし、時期は不明です。」との証言はあるものの、別の同僚複数名は「私はA事業所の船舶で勤務していたが、申立人は覚えていない。」と述

べていることなど、当該同僚複数名の証言はまちまちであることから、申立人が申立期間①について、A事業所の船舶で勤務していた事実及び時期を確認することができない。

さらに、申立期間②及び③までについては、当該申立期間のほとんどの期間について勤務していた元同僚は「申立人は知りません。A事業所の船舶にCの人は乗船していなかった。」と証言しており、申立人も当該元同僚について、「当該元同僚の名前は聞いたことがありません。」と述べていることから、申立人が申立期間②及び③までについて同事業所の船舶で勤務していなかったものと考えられる。

次に、申立期間④において勤務したとするB事業所については、船員保険被保険者名簿の昭和39年2月から42年2月までの船員保険の被保険者資格取得状況を調査したところ、申立人の氏名は無く、被保険者整理番号に欠番が無い。

なお、申立期間①から④までについて、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、船員保険の被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。